#### 平成27年度 要小学校いじめ防止基本方針

行方市立要小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条により、要小学校のすべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめを起こさせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

# 2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長,教頭,教務主任,生徒指導主事,特別支援コーディネーター,養護教諭からなるいじめ防止等の対策のための校内組織(いじめ防止対策委員会)を設置します。基本的には全教職ですべての事案に対応します。【別表1】

3 いじめの未然防止,早期発見,早期対応等に関する取組【別表2,アンケート,チェックシート】

## 4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや,相当の期間学校を欠席 することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は,速やかに教育委員 会に報告し,その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは児童や保護者からいじめによ り重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

### 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報は適切に伝ます。

#### 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時には、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第1に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

### 7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、その結果を公表します。

# 【別表1】 いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会を設置して、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方 策や対策を決定する。

# 1 対策委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭

- 2 開催日
  - 月1回
- 3 取組内容

	いじめ防止対策委員会の取組	その他、全職員等での取組
1 学期	【4月】 いじめの未然防止に向けた取組内容の検討 【4月】 望ましい集団作りのための取組内容の検討 【4月】 いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 【5月】 教育相談実施に向けた内容検討 【7月】 1 学期の取組の反省と2 学期以降の取組の検討	【4月】関係機関の担当者の把握(教頭・生徒指導主事) 【4月】学校のいじめ等問題行動に対する 方針の保護者への説明(PTA総 会時・生徒指導主事より) 【6月】教育相談後の情報交換(研修会)
2 学期	【9月】 人権週間の取組内容の検討 【10月】 個別面談実施に向けた内容検討 【12月】 2 学期の取組の反省と 3 学期以降 の取組の検討	【9月】 夏休み中の児童の様子についての 情報交換 【11月】 個別面談後の情報交換(研修会)
3 学期	【1月】 教育相談の取組内容の検討 【2月】 3学期の取組の反省と来年度の取 組の検討	【1月】 冬休み中の児童の様子についての 情報交換 【2月】 教育相談後の情報交換(研修会)
定期的	・毎月の職員会議で児童についての情報交換(チェックリストや観察した結果の報告) ・児童の一日の振り返り(毎日、帰りの会) ・学校生活を向上させるための話し合い(月1回、学級活動)	
関係機関	鹿行教育事務所生徒指導班0福祉相談センター鹿行児童分室0	291-35-2111 (学校教育課) 291-33-6139 291-33-4119 299-72-0110